

学校法人日通学園役員等報酬規程

(制定 平成17年3月31日)

(目的)

第1条 学校法人日通学園(以下「学園」という。)役員等の報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

2 役員等とは、理事、監事の役員及び評議員、顧問をいう。

(理事長の報酬)

第2条 理事長(常勤)の報酬は、別表に定める月額給とし、専任教職員の給与支給要領に準じて支給する。賞与についても専任教職員の賞与支給要領に準じて支給する。

2 理事長の通勤費については、通勤事情を勘案して、学園において別途負担する。

3 理事長の退任慰労金は、月額報酬に勤務年数を乗じた額とする。

(学園長の報酬)

第3条 学園長(非常勤)の報酬は、別表に定める月額給とし、専任教職員の給与支給要領に準じて支給する。賞与は支給しない。

2 学園長の通勤費については、通勤事情を勘案して、学園において別途負担する。

3 学園長の退任慰労金は、支給しない。

(理事の報酬)

第4条 非常勤である理事(学園長である理事を除く)の報酬は、年額500,000円とする。

2 専任教職員として学園に本務をもつ理事(大学長である理事を除く)については、年額400,000円とする。ただし、専任教職員としての役職手当受給者は半額とする。

(監事の報酬)

第5条 監事(非常勤)の報酬は、年額500,000円とする。

(評議員の報酬)

第6条 評議員には、報酬を支給しない。ただし、会議等に出席した時は、理事を兼ねない評議員には、日当として、30,000円を支給する。

(顧問の報酬)

第7条 顧問を置く場合は、委嘱の事情等を勘案してその都度報酬の額を定める。

(報酬の支給日)

第8条 第4条、第5条に定める報酬は、12月10日に支給する。ただし、その日が休日のときは、その前日に支給するものとする。

(費用の支弁)

第9条 役員等はそれぞれの勤務を行うために必要な費用の支弁を受けることができる。

2 理事会・評議員会への出席のための交通費については、実費相当を支給し、宿泊を伴う場合には、宿泊費として12,000円を支給する。

(雑則)

第10条 この規程に定めない事項については、理事会において定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表

職名	月額給
理事長	1,000,000円
学園長	300,000円